

議案第 39 号

砂原地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による認証の日から、次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 12 年 3 月 10 日

三朝町長 吉田 秀光

平成 12 年 3 月 22 日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

区域を変更する 字の名称	同左の区域 (平成 12 年 2 月 3 日現在の地番による。)
大字砂原字奥谷	大字砂原字奥谷の全域 大字砂原字寺田 55 の 2、56 の 6 及びこれらと一体をなす国有地並びに 56 の 3 と一体をなす国有地
大字砂原字寺田	大字砂原字寺田のうち 53 の 3、53 の 4、55 の 2、56 の 6 及びこれらと一体をなす国有地並びに 56 の 3 と一体をなす国有地以外の区域
大字砂原字屋敷廻	大字砂原字寺田 53 の 3、53 の 4 大字砂原字屋敷廻の全域 大字砂原字中坪 217 の 1 大字砂原字坂根 246 の 2 から 246 の 4 まで、248 の 2、249 の 2 及びこれらと一体をなす国有地
大字砂原字中坪	大字砂原字中坪のうち 217 の 1 以外の区域 大字砂原字坂根 278 の 3、278 の 4 及びこれらと一体をなす国有地並びに 278 の 11 と一体をなす国有地の一部
大字砂原字坂根	大字砂原字坂根のうち 246 の 2 から 246 の 4 まで、248 の 2、249 の 2、278 の 3、278 の 4 及びこれらと一体をなす国有地並びに 278 の 11 と一体をなす国有地の一部以外の区域